



平成 21 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 リゾートソリューション株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 秀明
(コード番号 5261 東証第一部)
問合せ先 広報宣伝部長 元村 博
(TEL. 03 - 3344 - 8811)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を被告とする訴訟に関して、平成 21 年 9 月 14 日付で高松地方裁判所による判決言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟から判決に至るまでの経緯

当社はかつて日本セメント株式会社（現 太平洋セメント株式会社）の経営傘下にあった石綿管製造会社（日本エタニットパイプ株式会社）でした。高松工場は昭和 10 年頃から製造を開始し、その後、業績悪化により昭和 44 年に事実上石綿管の製造は終了しました。

経営破たん状態にあった日本エタニットパイプ株式会社は、昭和 62 年に主要株主の変更があり、その後、法人格は引き継いだもののリゾート会社として事業転換（サービス業）をいたしました。それ以後はリゾート専業会社として今日に至っております。

石綿による健康被害を発症した元従業員の方々に対し、当社は誠実に過去より補償を継続してまいりました。

本訴訟以前の平成 18 年 10 月までに高松工場の元従業員 16 名の方と、また、本訴訟提訴後も高松工場の元従業員 13 名の方と、合意のもとに企業補償をさせていただいております。

本訴訟は平成 18 年に請求団から当社に連絡があり、訴訟の前に 3 回の和解交渉が行われました。しかし、当社においては元従業員としての本人書類の確認中に提訴され、残念ながら裁判という結果となりました。

2. 訴訟を提起した者

元高松工場従業員 29 名本人及び元従業員配偶者 4 名

3. 判決の内容

- (1) 被告は原告 29 名のうち 25 名に対し金 4 億 74 百万円を支払え
- (2) 平成 18 年 11 月 7 日以降、年 5 % の利息を払え
- (3) 元従業員配偶者原告 4 名の請求は棄却する
- (4) 訴訟費用は、これを 5 分し、その 2 を被告の負担とする

4. 今後の見通し

当社として正式に判決を認容するものではありませんが、以下の点を考慮し、暫定的に、判決額で認められて仮執行宣言額の全額を直ちに仮払いすることといたしました。

- ・原告の方々から、仮払いの要請があったこと
- ・原告の方々への、早期の支払が望ましいこと
- ・これまでも元従業員への企業補償については話し合い開始後速やかに対応してきたこと

今後の当社の対応については、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討し、適切に判断いたします。

なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、負担する可能性のある債務に対して、過年度より従業員特別補償引当金を計上しており、平成21年9月14日現在では4億21百万円の引当てをしております。

以 上